

法人所得税免税の特典を使用する前の事業実績報告の方法について

Por. 4 /2544 (2001 年)

投資奨励を受けた事業の監査および投資の成績評価を効率的に行うため、1977年投資奨励法13条および32条の権限委譲ならびに委員会の承認を得て事務局は法人所得税免税特典を使用する前の事業実績報告の方法について以下の通り告示する。

1. 被奨励者は、法人所得税の特典を使用する前に会計監査人に監査を行わせるために以下の書類を整えなければならない。

1. 1 機械および設備のリスト

1. 1. 1 奨励証書ごとの機械、設備の登録を次のように行うこと。

機械設備の番号、輸入日、購入日、奨励証書の番号などの詳細について

1. 1. 2 機械ごとの配置図と工場操業許可書などの各種許可書など

1. 1. 3 機械、設備の変更リスト（増減など）

－機械、設備の増加については、インボイス、管理簿、輸入申告書、Trust Receipt、領収書、L/C、B/L、Airway Bill など

－機械、設備の減少については、売却関係文書で、インボイス、管理簿、輸出申告書、領収書など

1. 2 生産量

1. 2. 1 奨励証書ごとで、製品（群）ごとに以下の書類

－日ごとの生産量

－月ごとの生産量

－年ごとの生産量

1. 2. 2 製品管理簿で、例えば製品受入簿、Stock Card など

1. 3 販売量および販売額

1. 3. 1 奨励証書ごとに分けて販売量と販売額の以下のように

－日ごとの販売量と販売額

－月ごとの販売量と販売額

－年ごとの販売量と販売額

1. 3. 2 販売に関する書類、帳簿で以下のもの

インボイス、送状、製品管理簿、輸出申告書、L/C、領収書、B/L など

2. 会計年度終了日から120日以内に、被奨励者は本告示に添付されている様式により、公認会計士の監査報告書を付して法人所得税の免税申請を提出しなければならない。

3. 事務局が奨励事業の検査を終了したとき、被奨励者に対して法人所得税の免税を受けることができる旨通知する。そして、当該会計年度終了日から150以内に国税局に対して法人所得税の申請を行う。

4. この規準は、2001年会計年度から奨励証書に記載されているところに従い、事務局が同意した公認会計士の監査を受けた事業報告書を、法人所得税免税特典を使用する前に提出、申請する条件が付けられた被奨励者に適用される。

5. この告示で判断できないことは投資委員会長官が最終決定を下す。

2001年7月3日告示

投資委員会長官署名